

太陽光発電にブレーキ？

『日経グローバル』2022年11月7日が表題について「フォーカス」しているので、抜粋して紹介する。

地方自治研究機構は太陽光発電設備の設置を規制する条例の制定状況を独自に調査し、公表している。それによると、規制条例は2014年1月の大分県由布市を皮切りに、以降、毎年制定されるようになり、2022年9月2日時点で204条例の公布が確認できるという。このうち都道府県は兵庫県、和歌山県、岡山県、山梨県、山形県、宮城県の6条例。残りの198条例が市町村の条例だ。204条例のうち太陽光発電設備だけを規制対象とするのは109条例、太陽光発電を含み風力、バイオマスなども対象としているのは95条例という。初期のころは、太陽光発電だけでなく風力やバイオマス、地熱など再生エネ全体を対象にした規制条例が多かったが、年を経るにつれて、太陽光発電だけを対象とする条例が増えている。太陽光発電施設をめぐる住民の不安や要望はまず市町村に持ち込まれることが多い。このため、市町村条例では、事業者に住民向けの説明会開催を義務付けたり、事業地の周辺住民の同意を求めたりといった、住民理解を促進する規定を盛り込んでいる事例が多い。住民の同意については、事業者に住民との協定の締結を義務付ける条例もある。文書によって住民の同意が得られていることを客観的に担保することでトラブルを未然に防ぐ狙いだ。地方自治研究機構によると、岐阜県中津川市は自治会など利害関係団体と書面による協定を締結しなければならないと定めている。また大阪府箕面市では、周辺住民に説明を行い、その上で周辺住民と協定書を締結していることを許可基準としている。

経済産業省によると、資源エネルギー庁のホームページに設けている情報提供フォームに2016年10月から22年2月までに寄せられた再生エネに関する相談件数は850件で、このうち太陽光発電関連が790件と9割以上を占めた。850件のうち多かった相談事項は「適正な事業実施への懸念」（柵・塀の未設置やメンテナンス不良、事業終了後の廃棄）と「地元理解への懸念」（事業者の情報が不透明、説明会の開催や住民への説明など対話が不十分）がそれぞれ267件、262件。次いで「完全確保への懸念」（構造強度への不安、パネル飛散など）が130件だった。

国は21年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画で、20年度に19.8%だった再生エネの電源構成比を、30年度に36~38%にすることを目標に掲げた。それまでの計画は30年度に22~24%としていたが、目標を大幅に上方修正した。

そして再生エネのうち14~16%を担い主力と位置づけているのが太陽光発電だ。それだけに、各地で太陽光発電をめぐるトラブルが相次いでいる状況に国の危機感は強い。

(2023年4月26日)

	2011年度	2020年度	2030年旧目標	2030年新目標
再生エネの電源構成比(発電電力量)	10.4% (1131億kWh)	19.8% (1983億kWh)	22~24% (2366億~2515億kWh)	36~38% (3360億~3630億kWh)
太陽光	0.4% (791億kWh)	7.9% (791億kWh)	7.0%	14~16%程度 (1290億~1460億kWh)
風力	0.4% (90億kWh)	0.9% (90億kWh)	1.7%	5%程度 (510億kWh)
水力	7.8% (784億kWh)	7.8% (784億kWh)	8.8~9.2%	11%程度 (990億kWh)
地熱	0.2% (30億kWh)	0.3% (30億kWh)	1.0~1.1%	1%程度 (110億kWh)
バイオマス	1.5% (288億kWh)	2.9% (288億kWh)	3.7~4.6%	5%程度 (470億kWh)

出所：再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会の資料